

犬山市障害者基本計画の体系・骨子の検討

第3次犬山市障害者基本計画		国・市の方針	県の方向性	犬山市の課題	次期犬山市障害者基本計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	分野	施策の展開方向	施策の方向
誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山	分野1 啓発・広報 <施策の展開方向> (1) 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 障害者理解の推進	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	【県の方針】 あいち障害者福祉プラン2021-2026 基本理念 全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現 施策体系図 1 安全・安心な生活環境の整備 (1) 安全に安心して生活できる住環境の整備 (2) 障害のある人に配慮したまちづくりの推進 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実 3 防災・感染症対策・防犯の推進 (1) 防災対策の推進 (2) 感染症対策の推進 (3) 防犯対策の推進 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 虐待の防止、権利擁護の推進 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1) 意思決定支援の推進 (2) 自立した生活の支援 6 保健・医療の推進 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 難病に関する保健・医療施策の推進 (3) 保健・医療の充実等 7 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援と障害者雇用の促進 (2) 福祉的就労の底上げ (3) 福祉施設から一般就労への移行に向けた取組 8 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教員の専門性の向上 (3) 教育諸条件の整備 (4) 卒業後の生活へのスムーズな移行	分野1 啓発・広報 ●障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、地域や職場などでの障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発・交流が必要 ●幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障害のある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実が必要 分野2 相談・情報 ●個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネジャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実が必要。 ●それぞれの障害によって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要ときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要がある。	誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山	(1) 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 障害者理解の推進	・市民活動・ボランティア活動の推進(継続) ・ボランティアの養成・確保(継続) 福祉体験や講演の実施(継続) 日常生活のなかでの障害への理解の促進(継続)	
	分野2 相談・情報 <施策の展開方向> (1) 相談支援体制の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 情報提供の推進 (4) 意思疎通支援					(1) 重層的な相談支援体制の推進 (2) 権利擁護の推進	重層的な相談支援に向けた相談の連携(拡充) ※重層的な支援体制の強化 専門相談窓口の充実(継続 重点) 個別の支援計画の作成(拡充) 自立支援協議会の活用(拡充) 権利擁護の推進(継続 重点) 障害者虐待の防止(継続)	
	分野3 生活支援 <施策の展開方向> (1) ニーズに合った福祉サービスの提供 ①自立生活への支援 (2) 経済的支援 (3) 障害者団体への支援					(1) 障害特性に応じた情報提供体制の確保 ※情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 (2) 意思疎通・コミュニケーション支援	わかりやすい広報(継続) 音声による情報提供(継続) 観光案内板の整備(継続) 情報提供の推進(継続) 手話通訳者の設置(継続) 手話通訳者・要約記者の派遣(継続) 手話通訳者・要約記者の養成(継続) 同行援護の活用(継続) 緊急時の支援(継続) ICTを活用した意思疎通支援(継続)	
	3 情報アクセシビリティ							
	分野3 生活支援 <施策の展開方向> (1) ニーズに合った福祉サービスの提供 (2) 経済的支援 (3) 障害者団体への支援	(1) 自立した生活の支援 (2) 経済的支援 (3) 障害者団体への支援	(1) ニーズに合った福祉サービスの提供 (2) 本人や家族に対する総合的な支援 (3) 障害者団体への支援	障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の利用促進(継続 重点) 福祉用具の利用促進(継続) 重度障害者への支援(拡充) ※強度行動障害、重症心身障害等への支援 日中活動の場の提供(継続) 住まいの確保(継続 重点) 日常生活の支援(継続 重点) 移動手段の支援(継続 重点) 地域生活支援拠点の充実(拡充) 適切なサービス提供に向けての指導(新規) 経済的な支援(継続) ・手当の支給、税・保育料・指定ごみ袋の負担軽減、特別支援教育就学奨励費の支給、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減 家族に対する相談支援(新規)				

第3次犬山市障害者基本計画		国・市の方針	県の方向性	犬山市の課題	次期犬山市障害者基本計画の体系（案）								
基本理念	計画の体系				基本理念	分野	施策の展開方向	施策の方向					
	分野4 生活環境 <施策の展開方向> (1) バリアフリー化の推進 (2) 防犯・交通安全対策 (3) 防災対策・災害時支援	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあることに対する支援の充実 8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 【市の方針】 第6次犬山市総合計画 基本計画 まちづくりの基本目標：誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ 施策1-5 健康・福祉 【目指す姿】 誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち 【取組みの方向性】 社会活動への参加促進 障害者がスポーツや文化芸術活動等を通じて社会参加する機会の充実を図ります。 障害福祉サービスの充実 障害のある人の自立や社会参加の一層の推進を図るため、必要なサービスを提供できる体制を整備し、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた、きめ細かく、かつ、切れ目のない支援を提供します。	9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	分野4 生活環境 ●災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要	5 生活環境	(1) バリアフリー化の推進	道路・歩行空間のバリアフリー化（継続） 公共交通機関や公園・広場の環境整備（継続） 建築物のバリアフリー化の推進（継続）						
	(2) 防犯・交通安全対策			防犯対策の推進（継続） 交通安全対策の推進（継続）									
	(3) 防災対策・災害時支援			防災対策の推進（継続） 災害時の避難支援（継続 重点） 福祉避難所の設置・運営（継続 重点）									
	分野5 保健・医療 <施策の展開方向> (1) 健康づくりによる予防・早期発見 (2) 障害に対する適切な医療の実施				9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 【市の方針】 第6次犬山市総合計画 基本計画 まちづくりの基本目標：誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ 施策1-5 健康・福祉 【目指す姿】 誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち 【取組みの方向性】 社会活動への参加促進 障害者がスポーツや文化芸術活動等を通じて社会参加する機会の充実を図ります。 障害福祉サービスの充実 障害のある人の自立や社会参加の一層の推進を図るため、必要なサービスを提供できる体制を整備し、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた、きめ細かく、かつ、切れ目のない支援を提供します。	9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	分野5 保健・医療 ●障害者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要	6 保健・医療	(1) 健康づくりによる予防・早期発見	健康診査・健康相談による早期発見（継続） 健康づくりによる予防（継続）			
	(2) 障害に対する適切な医療の実施						医療費の助成（継続）						
	分野6 教育・育成 <施策の展開方向> (1) 専門機関での療育・教育の実施 (2) 福祉人材の育成・確保 (3) 一貫した教育支援 (4) 生涯学習の振興							9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 【市の方針】 第6次犬山市総合計画 基本計画 まちづくりの基本目標：誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ 施策1-5 健康・福祉 【目指す姿】 誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち 【取組みの方向性】 社会活動への参加促進 障害者がスポーツや文化芸術活動等を通じて社会参加する機会の充実を図ります。 障害福祉サービスの充実 障害のある人の自立や社会参加の一層の推進を図るため、必要なサービスを提供できる体制を整備し、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた、きめ細かく、かつ、切れ目のない支援を提供します。	9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	分野6 教育・育成 ●特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、障害のある子どもの個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備が必要 ●地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要	7 教育・育成	(1) 専門機関での療育・教育の実施	早期療育の実施（継続 重点） 特別支援教育の実施（継続 重点） 青少年支援教育の実施（継続） 障害児の発達支援（継続 重点／拡充） 障害児のサービス提供体制の構築（継続 重点）
	(2) 福祉人材の育成・確保									療育関係職員の専門性の向上（継続） 福祉人材の育成（継続） 福祉人材の確保（継続）			
(3) 一貫した教育支援	個別の支援計画の作成（継続 重点） 一貫した支援体制の整備（継続 重点） 相談の連携（継続 重点）												
(4) 生涯学習の振興	スポーツの振興（継続 重点） 生涯学習環境の整備（継続 重点） 文化芸術活動の振興（継続 重点）												
分野7 雇用・就業 <施策の展開方向> (1) 就労移行支援 (2) 働く場の確保と就労継続支援 (3) 就労定着支援		9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 【市の方針】 第6次犬山市総合計画 基本計画 まちづくりの基本目標：誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ 施策1-5 健康・福祉 【目指す姿】 誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち 【取組みの方向性】 社会活動への参加促進 障害者がスポーツや文化芸術活動等を通じて社会参加する機会の充実を図ります。 障害福祉サービスの充実 障害のある人の自立や社会参加の一層の推進を図るため、必要なサービスを提供できる体制を整備し、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた、きめ細かく、かつ、切れ目のない支援を提供します。	9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進							分野7 雇用・就業 ●企業と就労する障害のある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が必要。 ●障害者雇用を行う市内の企業等の新規開拓の取り組みや、一人ひとりに合った就労形態をとることができるように企業実習を行う等、障害者就労に結び付き取り組む必要がある	8 雇用・就業	(1) 就労移行支援	障害者雇用の促進（継続 重点） 就労移行支援の利用推進（継続）
(2) 働く場の確保と就労継続支援				働く場の確保（継続） 優先調達への推進（継続） 就労継続支援の利用促進（継続 重点）									
(3) 就労定着支援				就労定着への支援（継続 重点）									